

# 生徒規定 1 《至誠中学校のきまり》

令和2年度生徒会執行部により、自分達の命や未来を守るためのきまりを再度協議し、きまりの改訂を行いました。

## 1 登下校について

- (1) 通学は、決められた道を通り、交通ルールやマナーを守って、事故のないよう心懸ける。
- (2) 自転車通学には、安全のため学校規定のヘルメットを着用し、あごひもを確実に締めること。
- (3) 始業・・・8時30分  
終業・・・原則 17 時  
終業15分前に活動をやめ、下校準備をする。  
(終業時間は、教育活動の状況によって変更することがある)
- (4) 通学には、学校規定のカバンを使用する。  
スポーツバッグだけの通学については別途指示する。

## 2 服装について

- (1) 登下校の時、原則学校規定服を着用すること。部活動や行事等によっては、体操服を許可することもある。制服の左胸に名札をつける。
- (2) 上履きは、学校規定のものを使用すること。

### (3) 男子

冬服	標準学生服（上下） 長袖カッターシャツ（白） ベルト（黒で装飾の無いもの） ※カーディガンやセーター・ベストなどは、制服からはみ出さないこと。
合服	長袖カッターシャツ（白） 学生服のズボン ベルト
夏服	半袖カッターシャツ（白） 学生服のズボン ベルト ※第一ボタンをとめなくてもよい。

### (4) 女子

冬服	セーラー服（白線三本 白のネクタイ） スカート 長袖丸襟ブラウス（白） ※カーディガンやセーター・ベストなどは、制服からはみ出さないこと。
合服	長袖丸襟ブラウス（白） 学校既定のベスト スカート
夏服	半袖丸襟ブラウス（白） スカート

- (5) 移行期間については、別途定めるが、気温や体調に応じて既定の服装のなかで調整すること。

- (6) 制服以外については、次のとおりとする。

- ①下着については、上に着るカッターやブラウスに比して目立たないものとする。
- ②ソックスは、くるぶしが隠れる長さの白・紺・黒で、細い線（2・3本）及びワンポイントは良い。
- ③冬期、手袋・マフラー（ネックウォーマー）及び、ウインドブレーカー（学校規定）の着用は認めるが、特に理由のない限り校舎内での着用は認めない。

### 3 頭髪について

(1) 男女とも、清潔さを保ち、学習や運動に適した髪形を基本とする。

- ① 男子は、眉・耳・襟にかからない程度の髪の長さとする。
- ② 女子は、眉にかからない程度の前髪とし、肩にかかる髪は、ゴムでくくること。  
くくる際に使用するゴムやヘアピンは華美でない色とする。
- ③ パーマ、カール、脱色、染色などは禁止。

### 4 部活動について

(1) 希望者は部に所属し活動する。

- ① 年度初めの体験入部・部活紹介後、入部届けを部活顧問に提出して入部するものとする。
  - ・原則として1年間転部はできない。(特別の場合を除く)
  - ・新生には1週間の猶予期間(体験入部)を設ける。

(2) 設置する部活は別途定める。

- ・部員数が大会出場人数に満たない場合は休部あるいは廃部とする。

### 5 自転車通学について

(3) 許可の範囲及び手続き

- ① 自転車通学には特に問題のない限り、全員可能とする。
- ② 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願いを担任を通して学校長に提出する。
- ③ 自転車通学を許可された者には、鑑札シールを支給する。その際、鑑札シール代金として実費を納入する。

(4) 自転車通学生は次のことをよく守ること。

違反した場合は自転車通学の許可を取り消すことがある。

- ・鑑札シールは後部反射鏡の上につける。
- ・自転車は必ず、自転車置き場の定められた位置に置く。
- ・学校内は自転車を押して通行する。
- ・トラブル防止のため鍵をつけ、授業中は必ず鍵をかけ各自保管する。
- ・自転車通学生は必ずヘルメットを着用する。
- ・交通法規をよく守ること。左側一列通行、2人乗りをしない。(雨天時はカッパを着用する。)
- ・ブレーキ、ライト、ベルなどの車体部品の整備を十分にしておく。
- ・自転車のスタンドは両足スタンドとする。
- ・自転車の後輪の上に荷台を必ずつける。
- ・ハンドルは変形させない。

### 6 その他

(1) 欠席、遅刻、早退は担任に届け出る。特に、欠席は8時20分までに保護者が連絡すること。

(2) 登校後は、安全のため許可無しに校外に出ないこと。

(3) トラブル防止のため映画館、ゲームセンター、カラオケなどへの出入りは保護者同伴とする。

(4) 登下校の途中、買い食い・立ち読みをしないこと。

(5) 学校生活に不要な物は持ってこない。

※携帯電話・スマートフォン・iPadなどの機器、間食、ミサンガなどの不必要な装飾品

(6) 安全のため、夜間外出・外泊は保護者同伴とする。

(7) 腕時計は時計機能のみをもつものであれば着用可とする。

生徒自ら考え、決定したきまりを責任をもって守り、学校生活を楽しく充実したものにします。

## 生徒規定 2 《特別な指導に関すること》

### 1 生徒指導の充実

教職員が、生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動を未然に防止できるような積極的生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成
- (2) 自己決定の場を与える
- (3) 共感的人間関係の育成

### 2 特別な指導を実施するにあたって

特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、市教委・警察・子ども家庭センターなどの諸機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

### 3 問題行動への特別な指導

次の問題を起こした生徒で、教育上、必要と認められる場合は特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
  - ① 飲酒・喫煙
  - ② 暴力・威圧・強要行為
  - ③ 建造物・器物破損
  - ④ 窃盗・万引き
  - ⑤ 交通違反
  - ⑥ 刃物等所持
  - ⑦ いじめに関係している場合
  - ⑧ 携帯電話やインターネット等により他人を誹謗中傷したり不正な利用をしたりした場合
  - ⑨ 登校後の無断外出・早退
  - ⑩ 家出及び深夜徘徊
  - ⑪ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「学校のきまり」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

#### 4 反省指導の方法

特別な指導のうち、本校の定める反省指導の段階は次の通りとする。

第1段階—本人へ説諭，事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者への連絡

第2段階—第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

第3段階—第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒（個室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等）

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その段階の次の段階の指導を行う。

#### 5 反省指導の実施

反省指導は、原則として学校指導とする。学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導の2段階とする。

（1）反省期間中にあるテスト等は別室で行う。

（2）反省期間中にある学校行事や諸行事への参加は、別途協議する。

（3）授業中及び家庭での過ごし方を日記につけ、学校、保護者が連携をもつ。

（4）保護者参観による授業観察指導改善が見られない生徒には、該当生徒の保護者を含めPTAによる授業参観を行う。

#### 6 学校反省指導の期間

別室反省指導の期間は、概ね1日から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね3日から5日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

#### 7 再発防止の指導

再発防止のために、問題行動発生日から1週間後、1ヶ月後、3ヶ月後に再度指導を行う。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

#### 8 授業妨害

騒ぐ・暴言・許可無く教室を退出する等で他の生徒が落ち着いて学習できないようなことを行い、指導に従わない場合は、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任等に連絡し、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任等が別室で指導する。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

#### 9 規程の周知

学校のきまりとして記載するとともに、生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

この規程は、2020年（令和2年）7月1日より施行する。